

## 【声 明】

## それでも応募しますか？

## 安全保障技術研究推進制度 2025 年度応募状況と採択結果について

2025 年 11 月 9 日 軍学共同反対連絡会幹事会

<http://no-military-research.jp/>

本会は大学や研究機関における軍事研究（軍学共同）に反対する団体・研究者・市民が参加して 2016 年 9 月に結成されました。結成以来、防衛省が 2015 年に創設した安全保障技術研究推進制度（以下、本制度）に反対し、採択された大学や研究機関に申し入れを行い、また公開質問状を出すことを通して、軍事研究に対する見解や応募を許可する手続き等を糺してきました。しかし採択された大学や研究機関の多くは「民生用だから、将来軍事に利用されない研究だ」「攻撃のためではなく、防衛のための研究なら良いではないか」と言うばかりで、いずれも本会として納得できる回答ではありませんでした。

日本学術会議は本制度の設立を受けて、2017 年 3 月に本制度について、

**将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い。学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。**

との声明（「軍事的安全保障研究に関する声明」）を発し、「学術の健全な発展という見地」から本制度への応募は慎重であるようにと、全国の大学に検討を求めました。以来、大学からの応募は 2022 年まで年 10 件程度にとどまってきました。

ところが大学からの応募数は、9 年目の 2023 年には 23 件、10 年目の 2024 年には 44 件、そして 11 年目の本年は 123 件に達し、3 年連続で急増する傾向にあります。本年の大学からの応募数が昨年 の 3 倍に達した背景には、本制度の一部変更も影響していると考えられます。すなわち、これまでの本制度は委託事業だけであったのに対し、今年新たに補助事業が新設されたことで大学からの応募数が増加したと考えられます。しかし委託事業も補助研究も本質は同じです。本制度の公募要領に「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待」し、さらに「真理の探究のみを目的とした純粋な学術研究を望んでいるものではない」と書かれているように、防衛装備庁が求めるのは軍事的安全保障（軍事）への応用を目的とする基礎研究なのです。

軍学共同をめぐる国の政策は一層深化し続けています。防衛装備庁は昨年、米国の DARPA 型軍事研究部門をまねて、防衛装備（兵器等）を研究開発する「防衛イノベーション科学技術研究所（DISTI）」を創設しました。そこが今年から安全保障技術研究推進制度を管轄します。そして今年 6 月に発足した司令塔としての「防衛科学技術委員会」が大学や研究機関における軍事研究（軍学共同）を全体としてコントロールするのです。そして、仮に民生目的で実用化されたとしても、軍事に有用な場合には「実証型ブレイクスルー研究」として「（軍事への）早期装備化、先進民生技術の

「取り込み」を行うことが DISTI の機能だということです<sup>注1)</sup>。

同時に、経済安保法には「公的資金でなされた研究で特定重要技術開発に利するものは、協議の結果、秘密指定ができる」<sup>注2)</sup>とあり、軍事研究推進のとんでもない仕組みが動こうとしていることも見落としてはならないでしょう。

こうした事情について各大学・研究機関は承知だったのか、疑問です。折あたかも政権が軍事研究に反対する日本学術会議を解体することで、軍事研究への歯止めを不明確にしようとしています。しかし日本学術会議の 1950 年、1967 年、2017 年の 3 つの声明は、憲法 9 条の下での日本のアカデミーの見識として堅持すべきです。そして 2017 年声明が求めているように、研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される科研費等のボトムアップの増額こそ要求すべきです。

学問はその独立性と純粋性が保たれるからこそ、人類の叡智の結晶となりえ、平和と人権、生活向上、福祉、環境など人類全体の幸福に寄与できるのです。その原則を破り、学問が戦争に加担し、多

くの人々の命を奪った歴史を私たちは忘れてはなりません。本会は、学問を軍事研究体制、戦時体制にとりこもうとする動きに強く抗議するとともに、応募した大学・研究機関・研究者に対して猛省を促したいと思います。

平和主義、民主主義、人権主義を主張する市民の声、また学問の自由、大学の自治を求める声、これらが共鳴しあう、市民と研究者の共同が求められます。

大学・研究機関・研究者の皆様、軍事研究とはきっぱり手を切ろうではありませんか。

注1) 防衛装備庁技術戦略部長 松本恭典「防衛イノベーション科学技術研究所の創設～「日本版 D A R P A」(?)の目指すところ～」(2024.11)

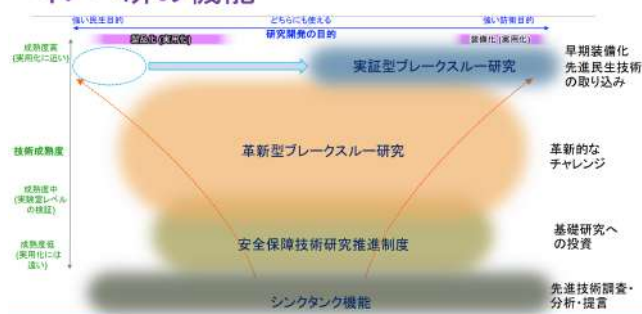
[https://www.mod.go.jp/atla/research/ats2024/pdf\\_oral\\_matl/1112\\_1115\\_ss03.pdf](https://www.mod.go.jp/atla/research/ats2024/pdf_oral_matl/1112_1115_ss03.pdf)

注2) 「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」2022.9.30. 閣議決定.

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin3.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin3.pdf)

## 【参考資料】安全保障技術研究推進制度を管轄する「防衛イノベーション科学技術研究所」とは

### イノベ研の機能



左の二つの図は上記注1)の松本論文で示されたものである。安全保障技術研究推進制度は新たな装備品（武器）を開発するブレークスルー研究の基礎に位置付けられ、大学も装備品開発のエコシステムに組み込まれている。応募した大学・研究機関・研究者は、今年度からこの制度がイノベ研の管轄となったことをどれほど認識しているのだろうか？

防衛イノベーション科学技術研究所開設から1年後の現状について、『地平』2025年12月号に千葉紀和氏が「虚飾の防衛イノベーション(上)」を寄稿している。ニュートリノで原潜探知という「ブラックジョーク」(小沼通二)のような研究も含め巨額の公費が投じられ、横浜国大、信州大、熊本大などの現職教員が副業としてプログラムマネージャーに採用され、基礎研究を武器開発につなげる。ぜひお読みいただきたい。(小寺)

### 我が国におけるエコシステム構築

我が国の防衛力向上だけでなく、科学技術力、経済力を含む我が国の国力全体の向上に繋げてゆくエコシステムを構築していく



## 《軍事研究に反対する各地の取り組み》

安全保障技術研究推進制度への大学からの応募と採択が激増したことを受けて、いち早く信州と大阪で取り組みがなされた。他地域でも参考にしていいただければと思う。

## 軍事研究に加担せず、平和を守りたいことを求める要望書を信州全大学に提出

### 10月16日 学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会

学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会（略称：信州市民の会、研究者20名を含む会員67名）は全18大学・短大に下記の要望書を発送した後、直ちに松本市役所記者室で、森清壽郎（信州大学名誉教授）、宮下与兵衛（東京都立大学大学院客員教授）、村瀬俊幸、毛利正道の4名の共同代表による記者会見を行い、翌日の信濃毎日・市民タイムスが大きく報道しました。



記者会見する市民の会のメンバー

安全保障技術研究推進制度の応募件数・採択件数ともの急激な伸びが記者の関心を引き、記事にも反映されました。10月17日の信濃毎日新聞は記事の最後に二人の共同代表の発言を次のように報じています。「信州大学名誉教授の森清壽郎さん（74 安曇野市）は『大学の研究費不足は深刻。推進制度は研究者の困り込みにつながる』と指摘。東京都立大学大学院客員教授の宮下与兵衛さん（72 伊那市）は『太平洋戦争でも科学者が軍事協力した。科学技術を戦争に使うべきではない』と訴えた。」（毛利正道共同代表）

### 軍事研究を大学に持ち込まないことに関する要望書

2025年10月16日

長野県内のすべての18大学・短期大学学長各位

学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会

信州における教育研究の発展に向け、貴学が多なる貢献をされていることに敬意を表します。私たちは、本年6月11日に成立した学術会議法人化法に関して、政府からの独立性・自律性に疑義があるとして、法案提出時から法成立後の現在に至るまで、学問の自由を守るために活動して来ている、信州にゆ

かりがある大学人18名を含む65名の会員からなる有志団体です。

御承知のように、現在、日本では、防衛関係費と呼ばれる軍事費が8兆6691億円（今年度予算全体の7.5%）に達する一方、文化・教育・科学技術関連予算は5兆6560億円（4.9%）と軍事費を大幅に下回り、大学の研究教育経費が日常的に不足する危機的状況に陥っております。その中で、防衛省防衛 装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への大学からの応募が、今年度は過去最多の123件と前年度の約3倍に達する憂慮すべき事態が生じました。そして、大学関係者を含む40名の安全保障技術研究推進委員会の審査を経て、本年9月、大学提出の20件を含む49件を対象に、新規採択研究課題が決定されました。研究資金の出所が防衛装備庁であることから、大学に軍事研究が持ち込まれる可能性は否定できません。

そもそも、この「安全保障技術研究推進制度」は、日本学術会議の報告「軍事的安全保障研究について」（2017年4月13日）が指摘していたように、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家ではなく同庁内部の職員が研究の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい仕組みになっております。

大学は真理の探究とともに次の時代をになう国民の育成（教育）を使命としています。旧教育基本法の前文では「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。（以下略）」と記載されています。

貴学におかれましても、【大学は世界の平和と人類の福祉を実現させるための研究・教育に従事すべきであり、軍事研究を大学に持ち込むべきではない】ことを改めて銘記し、貴学の教員が「安全保障技術研究推進制度」に応募を希望した場合は、その可否を慎重に検討する姿勢を堅持し、学術の一層の平和的な発展に向け進んでいかれることを要望いたします。

私たちといたしましても、貴学を含む大学人が、自由で開かれた研究・教育が存分に出来ますよう、我がこととして取り組んでいく所存です。よろしくお願いいたします。

以上

# 大阪公立大学 4度目の「軍学共同」研究に抗議、中止・撤回を要請

10月22日 軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪

2025年度の防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」に大阪公立大学が、通算して4回目の応募・採択された問題で、22日、「軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪」の代表が、大阪公立大学の櫻木弘之学長宛に「抗議・要請書」を届け、回答を求めました。

抗議・要請行動には、大阪革新懇の大原真事務局長、大阪平和委員会の亀井明子事務局長、大阪市大と大阪府大の卒業生ら5人が、中百舌鳥キャンパスの学術研究支援部研究推進課を訪ね、担当課長に「抗議・要請書」を手渡し、必ず学長に届けていただき、回答をお願いしたいと要請。担当課長は、文書を受け取り、「回答するかどうかも検討させていただきたい」と応えたので、「市民の要請に誠実に応えるのが公立大学の責務ではないか」と念を押して、重ねて回答を要請しました。（事務局 津田康夫）



## 【抗議・要請書】

大阪公立大学長 櫻木 弘之 様

大阪公立大学による2025年度・防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」への4度目の応募・採択に対し厳重に抗議します。貴大学が防衛装備庁委託事業・補助事業を直ちに中止・撤回されるよう要請します。

① 2025年9月9日、防衛装備庁が公表した令和7年（2025年）度「安全保障技術研究推進制度」の応募・採択結果によると、応募状況は、今年度から研究機関と大学等を対象に「より応募しやすい制度となるよう、これまでの委託費に加え、補助金（タイプD、最大5か年で20億円）を新設」（防衛装備庁）したことから、前年度の1.7倍で過去最多の340件に急増し、中でも大学等の応募が前年度の3倍123件に上っています。また、新規研究課題の採択状況も、前年度の2倍で過去最多の49件、そのうち大学等が前年度の2.5倍で過去最多の20件となっています。

私たちが注目したのは、今年度から始まった補助事業に、大阪公立大学の安藤裕一郎教授による研究

課題「耐放射線スピン演算システムの創成」（概要：宇宙空間や原子炉内では放射線により電子デバイスの誤動作や破壊が発生するという問題を解決するため、本質的に放射線耐性が期待できるスピンを活用した耐放射線スピン演算システムを創出し、当該分野への先端IT技術の適用をめざす）が採択されたことです。今回の応募・採択が、前身の大阪市立大学時から通算4回目となり、貴大学で「軍事研究」が常習化していることは重大であります。

全国で、4回（または4件）以上、同制度に応募・採択した大学は、北海道大学（5回）、東京科学大学（5件）、東京農工大学（4回）、熊本大学（4回）、九州大学（4件）、そして大阪公立大学（4回）の6大学であり、これらの大学が率先して「軍事研究」に参加し、他大学を「軍事研究」に誘う先導役を果たしていることも重大です。今年度で同制度に応募・採択された大学は全国で30大学となりました。

② もともと、「安全保障技術研究推進制度」は、「安保法制」（戦争法）強行と同時期の2015年に、「将来の防衛装備品の開発のための芽出し研究」（軍事研究）として始まったものです。これに対して2017年、日本学術会議が「（同制度では）将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、（中略）政府による研究への介入が著しく、問題が多い」「研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、まずは研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」とする声明を発表しました。この声明をうけ、同制度への大学からの応募は減少しました。

そこで防衛装備庁は2021年の応募要領を「防衛分野での将来における研究開発に資する先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託する」と書き換え、さらに「防衛分野での将来における研究開発に資する」という文言を消し去り、2025年度では「先進的な民生技術に係る基礎研究について（の制度）」と書き換えるとともに、「応募しやすい」ように「委託または補助金を交付する制度」とし補助金制度を開始しました。その結果大学からの応募が急増しました。

では、同制度の目的や位置づけが、ほんとうに変わったのでしょうか。2022年12月に「安保3文書」

（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）が閣議決定され、5年間で43兆円もの軍事費が投入され、米軍と自衛隊の一体化、新型戦闘機やミサイルの配備、自衛隊基地強化などが始まりました。

2024 年には防衛装備庁に「防衛イノベーション技術研究所」が新設され、安全保障技術研究推進制度がその傘下に組み込まれ、「民生分野の先端技術を防衛分野に取り込み、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能の抜本的強化」が図られました。

応募要領で「民生分野の基礎研究について、委託または補助金を交付する制度」と強調しても、制度の目的が防衛装備（兵器等）開発にあることは明白です。

貴大学が、危険な大軍拡路線の一環である「安全保障技術研究推進制度」（＝軍事研究）に参加し続けることは、「人権・自由・平等・平和の尊重という精神」を培い、「人類の平和と社会の持続的な発展に資する…（中略）…誇りある大学をめざす」という大阪公立大学憲章とは相いれない行為ではありませんか。

大学が軍事研究に加担すれば、教育・研究を歪め、「学問の自由」を脅かす事態につながります。それはまた、かつて「大阪商大事件」を体験した貴大学の反戦・平和、自由・民主主義の歴史と伝統を汚す行為でもあります。

③ 私たちは、貴大学が、前身の大阪市立大学から通算して 4 回にわたり防衛装備庁委託事業（補助事業）（＝軍事研究）に応募・採択されたこと、そして貴大学が率先して「軍事研究」に参加することによって、他大学を「軍事研究」に誘導する役割を果たしていることに対し、厳しく抗議するものです。

同時に、貴大学が「日本学術会議の 1950 年及び 1967 年の『戦争を目的とする科学の研究は行わない』とする趣旨の声明に賛同しております」（2024 年 2 月 15 日、辰巳砂昌弘）と表明されておられるのですから、2017 年の日本学術会議声明を重く受け止めるべきではありませんか。

貴大学は 2017 年「声明」に沿って「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度」により適切に審査しており問題ないとしています。が、同声明は、「政府による研究への介入」や研究成果が「軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうる」という懸念を指摘し、「研究資金の出所」が軍事目的への転用につながるものではないことを「研究の入り口」で判断することを求めています。日本学術会議声明の趣旨に賛同されるのなら、まず「研究資金の出所」を問題とすべきではないでしょうか。

大学と教育の法制度改変の中で、教育予算が軍事予算の半分に押し込まれ、研究資金確保が厳しい環境が作られ、「財政誘導」とも言える仕組みにずるずると組み込まれる事をよしとせず、防衛装備庁委託事業（補助事業）に参加することを直ちに中止し、撤収されますよう要請するものであります。

④ 次の「4つの質問」に、回答していただきたく要



望します。

① 2025 年度の「防衛装備庁研究」応募に際して、どのような審査を行い承認されたのですか。

② 貴大学の審査制度と、審査委員会の運営方針、メンバー構成を公表してください。

③ 防衛省委託事業（補助事業）に学生・院生が参加しているのですか。また、学生・院生にどのように説明されているのですか。

④ 2017 年の「日本学術会議声明」を、どのように受け止めておられるのですか。

以上

2025・10・22

軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪、大阪革新懇、日本科学者会議大阪支部。大阪平和委員会

## 防衛装備庁（軍事）研究やめて！

### 27～29 の 3 日連続で大阪公立大学前「朝宣伝」

10 月 27・28・29 の 3 日連続して、「軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪」は、大阪公立大学中百舌鳥、杉本、森之宮の各キャンパスへ登校する学生、教職員にむけ、「負けるな！大阪公立大学」と題する防衛装備庁（軍事）研究の中止を求めるビラを約 300 枚配布しました。

29 日は、1 カ月前の 9 月 24 日に開学した森之宮キャンパス前で、初めての「朝宣伝」。1・2 回生と文学部、生活科学部の学生たちが続々と登校する中、「大学の軍事研究いらない！」と書いた横断幕を掲げ、「私たちは、府大・市大の卒業生です。公立大学のみなさんに是非とも知ってほしい、とビラを配っています」「公立大学が 4 度目の軍事研究を始めました。戦争準備につながる軍事研究を止めさせましょう」と声を駆けながら、ビラを配布しました。「会」メンバーのかけ声に応じて、学生、教職員が次々とビラを受け取ってくれました。

宣伝ビラは、戦後 80 年、日本国憲法を逸脱改変する「戦争する国づくり」の動きに、大学を取り込む「防衛装備庁（軍事）研究」に、大阪公立大学が 4 回も応募・採択されたことを告発。「戦争のための研究は行わない」日本学術会議声明や「人類の平和と社会の持続的な発展に資する…誇りある大学をめざす」公立大学憲章を尊重し、研究資金確保の困難性を利用した「財政誘導」に負けず、軍事に手を染めない、自由な研究の場の大阪公立大学を取り戻そうと呼びかけています。

## 負けるな！ 大阪公立大学

# 戦争の準備より 平和の準備を

「もちろん、国民は戦争を望みませんよ」ナチス・ドイツの最高幹部ゲーリングが言った。「しかし国民を戦争に参加させるのは簡単なことだ。国民にむかって、われわれは攻撃されかかっているのだと煽り、平和主義者に対しては、愛国心が欠けていると非難すればよいのです。このやり方はどんな国でも有効ですよ。」

(写真は Wikipedia より)

2025 年戦後 80 年の今、「台湾有事」を口実にした存立危機事態と国民を煽り、日本国憲法を逸脱改変する「戦争する国づくり」が強行されている。敵国に勝る「先端技術」を活かした軍用装備の開発・製造・輸出が、行き詰まった経済を打開する成長策とされ、それに「役立つ」研究開発に大学や研究機関が取り込まれようとしている。

9 月 9 日に発表された 2025 年の「安全保障技術研究推進制度」採択結果では、応募が過去最多の 340 件（前年比 1.7 倍で、大学はなんと前年比の約 3 倍の 123 件）、採択は前年比 2.5 倍の大学 20 件を含む過去最多の 49 件（前年比 2 倍）で、対応予算は過去最大の 114 億円にもなる。

大阪公立大学は、4 回目の応募をしないことを求めた要請を無視し、今回も応募し採用された。



ヘルマン・ゲーリング  
Hermann Göring

## 止めなければならない 日本学術会議の解体まで事態は悪化している 学問研究と科学が戦争に協力した間違いを繰り返してはならない



日本学術会議は、科学が戦争に加担した苦い経験を繰り返してはいけなく、1950 年『戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない』声明、1967 年『軍事目的のための科学研究を行わない』声明を発表。2017 年 3 月に 2 つの声明を継承した声明を発表。研究の自主性・自律性と研究成果の公開性が担保されるべきとし、軍事目的への転用や政府の介入の懸念を指摘、『資金の出所等からみて「軍事的安全保障研究」であると判断される場合は、国家権力による介入と判断して類型上一律的に排除すべき』とした。

これに対し、2020 年 10 月菅政権は学術会議が推薦した 6 名の会員の任命を理由の説明なしで拒否。2022 年 12 月には岸田政権が安保 3 文書を閣議決定し、集団的自衛権行使容認に続き、専守防衛を放棄し敵基地攻撃能力保持を決定。米軍と一体となって、中国を敵国とする軍事国家体制に突き進むことを決定した。本年 6 月には日本学術会議を政府の意向に従う新たな法人に改変する「日本学術会議法」を自民・公明・維新の賛成で成立させた。

### 黙認や諦めは研究成果の軍事転用につながる

### 誰も戦争加害者にしてはいけない、なってはいけない

### 「戦争の準備より平和の準備を」の意思表示を！

軍事予算による研究では、研究者の適性評価が行われ、履歴と行動の調査と監視が親族や友人にまで及び行われる。有用と判断された研究成果は秘密扱いになる。公開性・自主性・自律性は保障されず自由も奪われる。731 部隊の例を見るまでもなく、「有用な研究成果」は武器となり研究者は否応なく戦争加害者になる。「普通の暮らし」や「忙しさ」を理由に目の前の「戦争準備」を黙認することは、ホロコーストやジェノサイドの黙認にもつながる。歴史の事実を教訓としなければならない。

まだ間に合う。軍事資金との繋がりを直ちに中止・撤回する意思表示と行動を起こそう。

「軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪」は 10 月 22 日、装備庁資金導入の中止と撤回を要請する「抗議・要請書」を櫻木学長に届けました。

| 軍学共同推進の法体制成立経過 |    |                                  |
|----------------|----|----------------------------------|
| 年              | 月  | 成立法案など                           |
| 2013           | 12 | 特定秘密保護法成立                        |
|                |    | 「国家安全保障戦略」閣議決定                   |
|                |    | 「防衛計画の大綱」閣議決定                    |
|                |    | 大学・研究機関の軍事活用を掲げる                 |
| 2014           | 4  | 「防衛装備移転三原則」策定                    |
|                | 6  | 武器輸出三原則撤廃                        |
| 2015           | 6  | 「防衛生産・技術基盤戦略」デュアルユース技術積極的活用設定    |
|                | 6  | 「科学技術イノベーション総合戦略2015」閣議決定        |
|                | 9  | 日経連「防衛産業政策の実行に向けた提言」を発表          |
|                | 9  | 戦争法(新安保法制)強行採決                   |
|                | 10 | 防衛装備庁発足<br>「安全保障技術研究推進制度」を創設     |
| 2022           | 5  | 経済安保法成立                          |
|                | 12 | 安保3文書を閣議決定                       |
| 2024           | 5  | 経済安保秘密法成立                        |
| 2025           | 5  | 能動的サイバー防衛法                       |
|                | 5  | サイバー先制攻撃整備法                      |
|                | 6  | 日本学術会議解体法成立<br>防衛科学技術委員会(DSTB)発足 |

2025 年 10 月 軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪

日本科学者会議大阪支部 (06-6809-4703)・大阪革新懇 (06-6357-5302)・大阪平和委員会 (06-6765-2840)

# 負けるな！ 大阪公立大学

## 大阪公立大学は軍事研究の先導役を務めるのか

2025年9月9日、防衛装備庁公表の2025年度「安全保障技術研究推進制度」の応募・採択結果に、大阪公立大学の安藤裕一郎教授による研究課題「耐放射線スピン演算システムの創成」が採択されたと報告されています。

2015年に開始された同制度に、大阪公立大学は2016年（大学関連5件採用）と2019年（大学関連2件採用）に旧大阪市立大学・山田裕介教授による「防毒マスク」関連の研究、2023年（大学関連8件採用）には旧大阪府立大学・森浩一教授による「宇宙推進エネルギー工学（プラズマ波、電子ビーム）」

の研究、そして今回（大学関連20件採用）と、大学からの応募や採用が少ない2016年から連続4回、防衛省（軍事）資金投入に応募し採択されています。

全国で、4回（または4件）以上、同制度に応募し採択された大学は、北海道大学（5回）、東京科学大学（5件）、東京農工大学（4回）、熊本大学（4回）、九州大学（4件）、そして大阪公立大学（4回）の6大学のみです。大阪公立大学は、軍事資金の導入を常習化しているだけでなく、他大学を「軍事研究」に誘う先導役にもなっていると言っても過言ではありません。

## 学生・院生・教職員、すべての大学関係者が力を合わせて

## 大阪公立大学を“軍事費依存”から解放しましょう

2025年のノーベル生理学・医学賞に坂口志文大阪大学特任教授、化学賞に北川進京都大学特別教授が選ばれました。両氏とも「基礎研究に対する支援」が必要と述べています。坂口氏は「免疫の分野で日本の支援はドイツの3分の1」と訴えました。北川氏は「基礎研究を重視して大きくする施策、若い人の研究時間を確保する施策、研究支援人材が増えるようにしてほしい」と述べました。未来を担う若手研究者が自由に元気に研究を進める環境を確保しなければなりません。

右の2つの図は日本の基礎研究費の少なさと、軍事費が文教予算を抑え込んでいる実態を示しています。

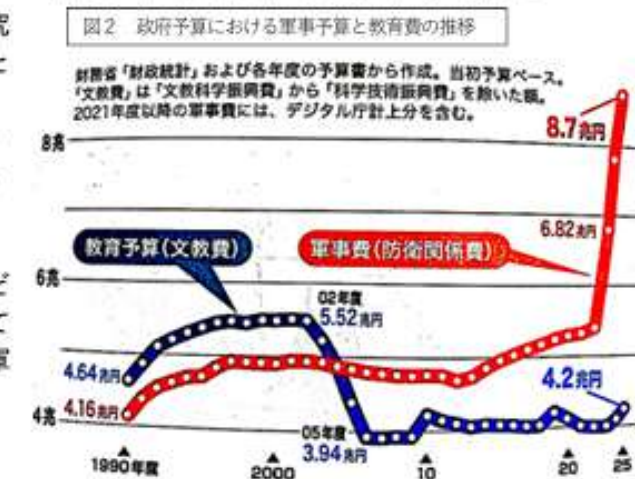
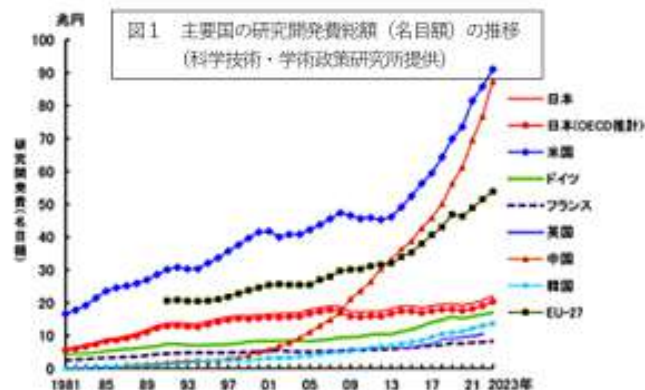
新たに補助金制度を導入し、募集要項を民生技術の研究と言い換えても、装備庁の資金は軍用装備の開発を目的とすることには変わりはありません。2017年の学術会議声明は、研究の入り口で資金の出所をチェックし、「軍用への転用」「自主性・公開性への介入」につながる資金は導入すべきではないとしています。

大阪公立大学は審査会で応募を決定したとしていますが、資金の出所を問題としていません。審査会がいつ、どんなメンバーで、どんな議論を行なったのか、公開されていますか。採用された研究活動に参加する学生や院生に軍事資金による研究であることが説明されていますか。

原子力やドローン、GPS、AIなど、どんな技術も民生か軍用かは誰がどう使うかで決まります。

大阪公立大学が学術会議の「戦争のための研究は行わない」声明や『「人権・自由・平等・平和の尊重という精神」を培い、「人類の平和と社会の持続的な発展に資する・・・（中略）・・・誇りある大学をめざす』という大阪公立大学憲章を尊重するなら、直ちに軍事研究への参加を中止し、撤回すべきです。

大阪公立大学を構成するすべての大学関係者への情報公開と民主的議論の場を求めましょう。研究資金確保の困難性を利用した「財政誘導」に負けず、軍事に手を染めない、豊かな未来を拓く自由な研究の場の大阪公立大学を取り戻しましょう。市大・府大がそうであったように、大阪市民と府民の誇りある大学であるように。



2025年10月 軍学共同いらない！市民と科学者の会・大阪

日本科学者会議大阪支部 (06-6809-4703)・大阪革新懇 (06-6357-5302)・大阪平和委員会 (06-6765-2840)

# 法人化まで1年 「学問の自由」のために関心を持ち続けよう

10月27・28日の日本学術会議第195回総会を傍聴して 小寺隆幸

法人化法制定後初めての日本学術会議総会が10月末、日本学術会議会館で開催された。今総会には次の3点が問われていたように思う。第一に、4月の総会で採択された全面修正決議が全く無視され、少数与党が扇動者維新とともに法制定を強行したことに対し、断固抗議すること。第二に、法人としての学術会議の新会員125名の選考など、すでに始まっている移行のプロセスの問題点を明らかにし明確な方針を確立すること。第三に、新学術会議の理念を示す学術会議憲章や、連携会員制度など組織のあり方を決める内規作成にあたって、会員の意見をまとめより良いものにすること。学術会議との関係修復を図った石破政権とは異なり、今後介入を一層強めるに違いない高市政権に対する緊張感を持った総会の議論が求められていた。

そこで「学術会議問題を考える学者・市民の会」は、これからも「学問の自由」のために取り組み続ける決意を示し、学術会議の自律性・独立性を守るべく奮闘する会員にエールを送るべく、傍聴を呼び掛け、27日9時から会場前スタンディングを行った。急な呼びかけにもかかわらず10名が参加し、入館する会員に訴えた



10時からの総会では、小野田紀美学術会議担当大臣の儀礼的な挨拶の後、AIについての講演などが行われ、「法人化への対応」の議題は午後2時半からようやく始まった。会長が総会資料7を用いて、法成立までの動き、新法と現行法の対比、衆参の附帯決議の比較と説明、6月時点での会長談話の説明を行った。その談話は「法案の修正を求める旨の決議を行った日本学術会議としては…非常に残念」としつつ、「附帯決議

が採択され」「日本学術会議の独立性、自主性及び自律性の尊重、必要な財政支援、勧告、答申等の尊重等について国会の意思として明確に示され」たとし、政府に「法に基づく運用を行うに当たって、附帯決議で示された内容を遵守」することや「任命拒否問題についての説明責任を果たす」ことを求めるもので、4か月後の現時点でもその再確認に終始した。だが附帯決議には法的拘束力はない。それを政府に実行させるためには、政府と対決する毅然とした姿勢で国会議員やその背後の市民社会に訴えていかねばならない。しかし光石会長の発言からは、残念ながらそのような気迫は感じられなかった。また総会でも各論の議論が中心となり、法制定をどう捉えるかという本質的な議論は不十分だった。(総会資料7は下記参照)

<https://www.sci.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo195-7.pdf>

## 法人化に向けた取り組み

その後、来年に向けた法人化準備について、上記資料p.14以降を用いて説明がなされた。まず法人発足時の会員選任について。次の図が示された。光石会長がCSTIの宮園議員、学士院の佐々木院長と相談し選考委員を11月までに選び、その選考委員会が来夏までに125名の候補者を選ぶ。そして8月に行われる現学術会議の臨時総会で承認されれば、三石会長が新たな法人としての学術会議会員として指名するのである。法律では「総理が指名する人」が会員予定者を指名するとされ、政府の介入が危惧されたが、石破総理は6月26日に光石会長を指名し上記のようになった。

## 法人発足時の会員の選任について



15



だが高市政権になり、総理がトップに立つ CSTI を通して選考委員人選への圧力を今かけているのではないか。また選考委員会発足後も、政府に批判的な学者を会員候補から外せという圧力を水面下でかけてくるのではないか。安保法制に反対した 6 名をパージし、今も居直るだけでなく、批判的学者を排除するために法人化を強行した政府ならやりかねない。だが会長発言からは、政府に緊張感を持って対峙する姿勢は感じられなかった。

続いて法人化に対応するために学術会議内に新設された「日本学術会議法人化準備委員会」の説明や、来年に向けた具体的な検討として、連携会員制度を名称も変えずに継続することなどが会長から提起された。その任期や年齢制限などについて 28 日午後にまたがって議論された。会員にとって大きな関心事である連携会員制度を内規で自由に決められるとされ、願望を話し合う雰囲気になってしまった。会員の意見を聞くことはもちろん重要だが、学術会議が根本的に変えられてしまうということへの危機感が希薄なままの議論は地に足がついていない。そもそも連携会員を現在と同じ 2100 名とするための予算は保証されるのか、法的位置づけはどうなるのかなどの議論はほとんどなされなかった。現在は連携会員も非常勤国家公務員としての守秘義務が課せられている。法人化後は、会員には新法第三十四条で「会議の役員、役員以外の会員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」とされ、違反すれば拘禁刑も含む厳罰が課せられる。ここに連携会員は含まれるのか、あるいは新たな政令で示されるのか。そもそも学術会議が「決めた」内規を内閣府がそのまま認めるのか。このような根本が曖昧のままの議論は、法人化の幻想を煽りかねず危うい。

### 学術会議総会二日目の討論から

二日目午後の議論も、連携会員の在り方や若手の支援などの発言が多かったが、その中でも本質を問う発言がいくつかなされた。そのなかの二つの発言だけ紹介する。

吉田第一部部長は午前に行われた第一部部会で出された意見として次のように語った。

「ガバナンスの問題が重要なので、重点的に早いうちに決めてほしい。我々は内規で決めるというが、省令や政令はどこまで関与するのか。日比谷副会長はまだ政令などは出ていないという。決める前に我々の意見を伝えてほしい。多くの会員が

今どういう状況にあるのか知らされていない。情報格差がある。準備委は一か月に一回で限られている、有志でもいいので、合宿でもして話し合う場が必要ではないか。」

また第一部の U 会員は次のように発言した。

「法人化に伴って活動を制約する法律ができていく。それに対してどういう方針で臨むのか。守秘義務や賠償責任などが乱用されないように内部でどういう方針を立てるのが重要。前文がなくなったことが重大。今の憲章は 2008 年に作られた。その前の 1980 年に科学者憲章が創られた。それは前文の精神を体現する内容だったが、憲章はテクニカルになっている。科学者憲章 5 項目の中には「人類の福祉と平和」「学問の自由の擁護」「科学の無視と乱用を警戒する」が含まれている。最後はとてもアクチュアルで、トランプ政権の動き、AI の危険性にも通じる。」

### 学術会議内で奮闘する会員と連帯した取組を

総会を傍聴して、本質的な議論が十分なされなかったことに失望された人もいると思う。ただ総会後会員から話を伺い、内部での粘り強い闘いを知ることが出来た。法成立の後、臨時総会を開き抗議すべきという意見もあったが、学術会議が分裂しかねないとして見送ったという。会員の中でも法人化への危機感を持つ人は多いが、今総会では分裂を避けるため発言を控えたという。

私たちは、内部の闘いと連帯しながら、市民社会として政権の介入を監視し抗議していかねばならない。内閣府も、連携会員などについては内規で決めるという有識者懇談会の結論にしたがい今は様子見の状況であろう。だが、学術会議の方針が煮詰まった時点で、その通り認めない可能性もあり、新たな政令などで守秘義務も含めさまざまな縛りを課すことも考えられる。それに対し、法制化を許してしまった現局面であっても、更なる統制を阻止するために、「学問の自由」「学術の自律と独立」を守れと市民社会が声を上げることが重要である。そのような闘いが続くことで、法人発足後、政府が策す予算による締め付け、監事や評価委員による運営への介入、軍事研究への動員などにも一定の歯止めが掛かる。そして将来、独立した本来の学術会議再建につなげていきたい。

そのために「学者・市民の会」は今後、オンライン連続講座開催、本の出版、附帯決議を実効化させるための国会議員への要請などを行っていく。市民の皆様のご協力をお願いしたい。

# 「731 部隊と医の倫理」に画期的な言及をした日本医学会

## —創立 120 周年記念シンポジウム及び『未来への提言』刊行の意義と課題—

西山 勝夫 滋賀医科大学名誉教授

2025 年 10 月 8 日に「戦争と医の倫理」の検証を進める会の連続学習会（第 4 回）がオンラインで開催され、西山勝夫滋賀医科大学名誉教授が表題の講演を行った。ここで西山氏は、戦後長い間 731 部隊の犯罪を日本の医学の負の歴史として直視してこなかった日本医学会が、2022 年の創立 120 周年を機に、731 部隊による非人道的で倫理に反する人体実験があり、当時日本をリードする大学教授、研究者がかかわっていた事実を認め、「過去の過ちに学び」「私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務である」という画期的な表明を行った。西山氏はそこに至るまでの日本の医学者と医学会、さらに政府の姿勢との対比を通して、この表明の意義を語られた。このことは、医学者にとってだけではなく、全ての科学者と市民にとって、かつて日本が犯した非人間的行為を直視し、そのことを心に刻んで科学者として、人間としての倫理を研ぎ澄まし、今進められている軍学共同に抵抗する意思を築くために重要な意味を持つ。この日本医学会の新たな姿勢がまだ社会的に知られていない中で、その画期的意味を、西山氏の講演を要約して紹介する。（文責：小寺隆幸）

### 2022 年日本医学会創立 120 周年記念集会

2022 年 4 月 2 日に、日本医学会創立 120 周年記念事業～日本近代医学創成から 120 年とこれからの 120 年～が開催された。

<https://jams.med.or.jp/jams120th/>

その中で行われたシンポジウム「未来への提言」の第 4 講演、門脇孝日本医学会副会長による「医療倫理・研究倫理の深化」で右図が示された。（上記 URL にあるシンポジウム映像開始から 2 時間 16 分後）

### 過去の日本医学会の姿勢

西山氏は戦争加担に対する日本医学会・日本医師会の戦後の見解・方針と比較して、上記見解が画期的

的であると述べた。

日本医学会の戦争加担については、上記 URL からダウンロードできる 120 周年記念誌の p.195-199 に西山氏が「毒瓦斯問題と軍陣医学分科会」を執筆されている。概括すると 1902 年から 4 年に 1 回開催されていた日本医学会は日本の医学医療の戦争動員の機会・場となっていたといえる。1931 年の満州事変以降は戦争加担の傾向は顕著であった。

日本医学会は、戦後、日本医師会のもとに再編され、日本医学会総会は 1947 年から 4 年ごとに開催された。1951 年の日本医学会総会での田宮猛雄会頭の開会の辞では、日本の侵略戦争への加担に対する反省は示されていない。

一方世界医師会 WMA 理事会は、ドイツ医師会ならびに日本医師会に対し、第二次世界大戦における残虐行為を非難する声明文を求めた。それに対し日本医師会の世界医師会加盟のための 1951 年声明には次のように記されている。

「1949 年 3 月 30 日に開催された日本医師会の年次代議員会において、以下の決議が満場一致で採択された。『日本の医師を代表する日本医師会は、この機会に、戦時中に敵国人に対して加えられた残虐行為を公然と非難し、また断言され、そして時として生じたことが周知とされる患者の残虐行為を糾弾するものである。』」

この極めて不十分な「反省」に対し、世界医師会総会では、「日本医師会の 731 部隊との関わりの否認」を求める決議案が 1996 年の世界医師会総

### 1. 医療倫理・研究倫理に関する日本医学会の立脚点

#### —過去の過ちに学ぶ—

▶ **医学・医療の名において、人間の尊厳・人権の尊重が蹂躪され、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ**

- ・ 戦時中に七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験（当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実）
- ・ ハンセン病患者に対する強制隔離や優生手術
- ・ 薬害エイズ事件
- ・ 「旧優生保護法」に象徴される生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪

▶ 私たちは、こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する

会準会員会議以来毎年カリフォルニア大医学部 Franzblau 教授から提案された。すなわち、

1. 1932 年から 1945 年の期間に、日本帝国陸軍に所属する日本人医師が行った非人道的行為は詳しく文書で証明されている。
2. 日本医師会が、この部隊に所属していた医師の蛮行との関わりを公式に否認した記録はこれまでにない。
3. 世界医師会の創設の根源は、医師の行動および 1933 年から 1945 年におけるドイツのナチに所属していた医師の蛮行を考証することであった。
4. 世界医師会の存在は、前述したような蛮行が再び起こらないように、世界中の医師の倫理的行為の水準をひきあげることにあるとされている。
5. 世界医師会は、日本医師会に、1932 年から 1945 年における日本帝国陸軍の 731 部隊との関わりを公式に否認することを求める。
6. 日本医師会は、日本政府に対して、人道に反して殺戮や罪を犯した 731 部隊に所属していた医師が、何故これまでに訴追されてこなかったのか釈明するよう要求する。

それに対し 2002 年世界医師会総会時には、日本医師会は、1951 年声明で第二次大戦時の日本軍の蛮行を糾弾しており、この事案は議論済みとし、決議案を議論の対象としないという動議を出し可決された。

## 国策に協力するという日本医学会

1947 年に創設された世界医師会は、48 年第二回総会で採択されたジュネーブ宣言で「私は、たとえいかなる脅迫があろうと、生命の始まりから人命を最大限に尊重し続ける。また、人間性の法理に反して医学の知識を用いることはしない」と言明している。

しかし 1951 年に日本医師会が定めた「医師の倫理」では、「1. 医師は、もと聖職たるべきもので、従って医師の行為の根本は仁術である。2. 医師は、常に人命の尊重を念願すべきである。3. 医師は、正しい醫事国策に協力すべきである。」としている。

日本医師会が 2022 年に採択した「医の倫理綱領」においても、「5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める」とされる。

だがこれは患者・被験者の福利の優先（医学研究においては、患者・被験者の福利が科学的社会的利益よりも優先されなければならない）と相いれない。それは歴史的には、第二次大戦下にナチ

ス・ドイツの医師たちが医学研究の名の下に行った残虐な人体実験を裁いたニュルンベルク国際軍事裁判所医師判決（1947 年 8 月 20 日）で確立された。判決は、残虐な人体実験に関与した被告人たちを裁く際に、10 項目の規範（綱領）、いわゆるニュルンベルク綱領を提示し、その違反の存否によって有無罪を決した。冒頭の「被験者の自由意思による同意は絶対的に不可欠なものである」に凝縮されているように、ニュルンベルク綱領は、人体実験が許容される根拠を被験者の自由意思による同意に求め、今日いうところの「インフォームド・コンセント」理論を導入したのである。

## 日本学術会議の中での医学者の言動

1949 年 1 月 22 日、日本学術会議第一回総会で「日本学術会議の発足にあたって 科学者としての決意表明」が採択された。

「われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよろこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまで「特に戦時中」(修正案 削除)わが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであって、学問の全面にわたりそのになう責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。ここに本会議の発足に当ってわれわれの決意を表明する次第である。」

しかし修正案として提案された「特に戦時中」の文言は第 7 部（医学系）の反対で削除された。それは「国家が戦争になってしまったならば戦争に協力し、科学者が国家のために尽くすということは、一面から言うところの当然のことです」という理由からだった。

また 1953 年の日本学術会議第 13 回総会に「細菌兵器使用禁止に関するジュネーブ条約の批准を国会に申入れること」が次の理由で提案された。

「細菌兵器使用禁止については、1925 年ジュネーブ条約で各国が調印批准し、それを承認したのであるが、日本とアメリカは未だ批准を経ておらず、現在北朝鮮における細菌戦の問題にからんで、世界注視的になっている。本会議は第 6 回総会(1950.4.28)において科学を戦争に使うなという声明を出したが、この趣旨に沿い生物学者、医学者がこの種の兵器研究に従事せざることは勿論であるが、日本政府としても、1 日も早く、上の批准をなすべき責任をもつものと考え、上記のとおり申し入れることを提案する。」

それに対し第 7 部戸田会員は「四、五十年も前に解決している問題でありまして、今日ほとんど実用になりません。」と反対し、提案は否決された。

### 731 部隊員・吉村寿人の弁明

731 部隊で凍傷実験を行った吉村寿人元京都府立医科大学長は、次のように述べている。

「私の属した部隊は細菌戦の事を研究していたのであるが、私は生理学者であった為に部隊の本来の仕事とは別の研究をやっていた。私に無関係の事をいかにも私が責任者であった様に書くのは全くの捏造である。個人の自由意志でその良心に従って軍隊内で行動が出来る事自体が間違っている。…個人の良心によって行動の出来る様な軍隊が何処にあるだろうか。…個人の良心によって部隊長の命令に反する行動は絶対に許されなかった時代である。しかも私が戦時中に属していた部隊において戦犯行為があったからとて、直接の指揮官でもない私が何故マスコミによって責められねばならないのか。」

### 日本学術会議の委員会の見解

日本学術会議「生命科学の全体像と生命倫理特別委員会報告(2003)」は次のように指摘している。「第二次世界大戦中のナチスによる大量虐殺や大学医学部医師も参加した日本軍 731 部隊による非人道的な人体実験…は人間として余りにも常軌を逸したものであって、いくら厳しく糾弾されても足りるものではない」「中心メンバーであった研究者や医師がなぜこのような行為に走ったのか問われ続けている。」また「平和問題研究連絡委員会報告(2005)は「日本学術会議としても日本の未決の戦争責任などの諸問題を学術的に解明することが重要である」としている。

### 司法の見解

司法においては、「731 部隊細菌戦国家賠償訴訟」

で最高裁敗訴判決(2007 年 5 月)が出された。

「歴史の審判に耐え得る詳細な事実の確定は、最終的には、無制限の資料に基づく歴史学、医学、疫学、文化人類学等の関係諸科学による学問的な考察と議論に待つほかはない。」

「旧日本軍による中国各地における細菌兵器の実戦使用(本件細菌戦)がジュネーブ・ガス議定書にいう「細菌学的戦争手段の使用」に当たる」

「補償等については国会において高次の裁量により決すべきである。」

### 政権の見解

政権は「七三一部隊の活動の詳細を示す資料がない」としてきた。(軍学共同反対連絡会ニュースレター第 102 号、2025 年 5 月 16 日参照)七三一部隊の「戦争医学犯罪」追及についての国会審議は 95 件あるが、政府答弁では「資料がない」が繰り返されている。

2025 年 3 月 21 日に石破茂総理は、陸軍の業務日誌(井本熊男陸軍参謀)を「日誌自体は私文書、行政文書ではございません。」と言い抜けた。七三一 部隊軍医(池田苗夫)の作成文書については「それは事実かどうかをきちんと検証もすることが必要で、その手だてが歴史の経過とともに失われた」と述べている。

石破茂総理はじめ政府答弁がいかに出鱈目であったかが、25 年 4 月 24 日、参議院での山添議員質問で明らかとなった。

### 「15 戦争と日本の医学医療研究会」の取組み

このような状況の中で、「15 戦争と日本の医学医療研究会」は 2012 年にパネル展と国際シンポジウムを行った。124 ページのパネル集は下記からダウンロードできる。[120909panel-sassi.pdf](https://www.15warandjapan.org/120909panel-sassi.pdf)

また「15 年戦争と日本の医学医療研究会」は日本医師会植松治雄会長らと 2006 年 1 月に会談した。要請に対し植松会長は次のように回答した。

「1.要請はきちんと検討する。2.戦争中のことについては史実に基づく検討が必要と考える。3.過去のことはこれからいかにという点で重要である。4.ただ政治的に捉えられかねない面があるので、配慮して取り組まなければならない。」

その後 2013 年には高久史磨日本医学会会長と「進める会」代表が懇談し、日本医学会総会の企画について話し合った。会長は、「歴史として残す必要はある。パネル集はよくまとめられでいるし、多くのドクターに読んでもらう必要はあると思う。しかし、総会の企画として取り上げる場合、これ

からはしないという教訓にはできても、このテーマで多くの人が集まるとは考えにくい」と発言し、結局医学会総会では取り上げられなかった。

15 年戦争期に日本が 731 部隊などにおいて行った被験者の虐殺は大規模に及ぶが、戦後その事実は隠蔽され実行者の医学者たちは裁かれることなく医学界の重要な地位に就いた。そして、再三の働きかけにもかかわらず医学会総会でも取り上げられなかった。第 30 回大会 (2019 年)、31 回大会 (2023 年) でも、医学会総会でのシンポジウム企画「医の倫理—過去・現在・未来」とパネル展は断られた。日本の医学界にとって 15 年戦争期に犯した医学犯罪は未だにタブーとなっていた。

しかし実験台として数千数万ともいわれる人々を虐殺した事実を認め、犠牲者に謝罪し、遺族に償いをしない限り、日本の国と医学界の「不正」な状態は決して消えない。被験者を虐殺した過去を放置し覆い隠したまま「被験者保護」を謳うのは茶番でしかない。このままでは、日本の国と医学界は医学研究倫理を語る資格など持ちえない。

## 日本医学会創立 120 年事業と『未来への提言』

この姿勢が変化したのは、日本医学会創立 120 年記念事業の取り組みにおいてだった。2021 年 2 月、門田守人日本医学会長は「この機会にこの間の歴史的なことをしっかりと見返し、それらを資料としてしっかりと整理する必要性がある。同時に、次の 120 年に向けてわれわれは何ができるか、何をすべきかが問われる」と語った。そして 5 月に記念誌委員会から西山氏に「毒瓦斯問題と軍陣医学分科会」の執筆依頼が届いたのである。

作成された記念誌序文で門田会長はこう記した。

「日本医学会 100 周年記念事業では…これからの 100 年を見据えることに重点が置かれた。120 周年記念事業では、わが国の近代医学の黎明期から現在までの歴史経過を整理し、後世に伝えることの重要性を考え記念誌を編纂する。」

そして 2022 年 4 月 2 日に開催されたシンポジウム「未来への提言」を経て、2023 年に発表された『未来への提言』p.72 に下記の記述がなされた。

[https://jams.med.or.jp/jams120th/images/teigen\\_jams120th.pdf](https://jams.med.or.jp/jams120th/images/teigen_jams120th.pdf)

「わが国も、これまで医学・医療の名において、人々に大きな犠牲を強いた過去を持つ。戦時中に石井機関と七三一部隊で中国人やロシア人等を対象とした非人道的な人体実験が広範に行われ、この研究には当時の日本の医学界をリードして

いた大学教授たちが多く参加していた事実がある。その後も、ハンセン病患者に対する強制隔離や優生手術を行った事件や薬害エイズ事件等の重大な事例、さらには「旧優生保護法」に象徴される生命倫理原則や基本的人権、インフォームド・コンセントの蹂躪が起こった。私たちは、こうした過去の過ちに学び、将来にわたって非倫理的な状況がふたたび起こることのないよう、私たち自身の倫理を確固たるものとし、時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務であることを改めて認識する。

日本医学会は、医学・医療の進歩が、患者と社会の理解および信頼と合意を得て、社会の基本的価値と倫理規範に合致した形で提供されるよう、不断の努力を払うことを決意し、現在そして未来の医学・医療が、患者と人々に大きな幸福と福祉をもたらすことを希求する。」

日本医学会史上はじめての表明である。その後日本医学会は全国の大学医学部長に本書の活用を要請している。また 2023 年 3 月には日本医学会連合 (141 学会の連合体 会員数の総和 102 万人) を代表して門田会長が日本学術会議法に反対する緊急集会に参加し発言されている。

<https://www.youtube.com/live/M05ml9iX83w>

残念ながら門田会長は 2023 年 9 月に急逝された。その後、「進める会」と新会長との懇談の要請、さらに 2027 年日本医学会総会で『「未来への提言」の記述と表明について、日本医学会を構成する諸学会の会員に広く周知し、歴史的経緯に即してその意義を確認する、講演会・シンポジウム・展示等の企画を設けること』の要請は、ともに丁重に断られた。

## 生成 AI による海外評価と批評の総合分析報告

このメッセージは国際的な学術界や倫理専門家が日本の医学界に対して長年抱いてきた「構造的な批判」に、日本最高の学術団体が初めて公式文書で踏み込んだものである。その文脈から、間接的かつ厳しく評価されることになる。国内外のマスメディアによる報道は見いだせなかったが、ある生成 AI では以下のレビューが得られた。そこではこのメッセージを、1.形式的な「承認」と実質的な「信頼性ギャップ」、2.「流れに抗う責務」に対する含意・結論という構造で分析している。その AI の文章を紹介する。(Gemini: 2025 年 10 月 7 日)

### 1. 形式的な「承認」と実質的な「信頼性ギャップ」

このメッセージが七三一部隊、旧優生保護法、

薬害エイズといった具体的な過去の過ちを明記したこと自体は、長年にわたり日本の医学界に向けられてきた歴史的説明責任（アカウンタビリティ）の要求に、日本医学会が初めて組織として明確に応答しようとする姿勢として国際的に認識される。

特に、七三一部隊の研究に「当時の日本の医学界をリードしていた大学教授たちが多く参加していた事実がある」と言及した点は、戦後、部隊関係者の多くが処罰を免れ、医学界の指導的地位に昇進したという国際的な批判、および、その結果として日本の医学界に「反省の欠如」という認識が定着したことに、初めて組織の公式見解として対峙しようとしたものと評価される。しかし、この評価は、「信頼性ギャップ」によって制限される。

★謝罪と補償の欠如: 国際的な人権団体やアジアの学術界は、七三一部隊の犠牲者とその遺族に対する公式な検証、補償、および謝罪が日本政府や医学界によって行われていないことを、一貫して批判してきた。このメッセージは、過去の行為を「過ち」として認めているものの、公式な組織的謝罪や具体的措置（例: 記念碑の設立、歴史研究への支援）が伴わない限り、その言葉の誠実性や実効性は懐疑的に見られる傾向がある。

★ドイツとの決定的な対比: ドイツ医師会がナチス時代の医療犯罪への関与を組織として明確に認め、ユダヤ人医師の追放や強制手術への関与を具体的に謝罪し、倫理教育の礎としていることと比較すると、日本医学会のメッセージは、その自己批判のトーンや包括性において画期的であっても、組織的な行動の伴い方において、国際的な規範に達しているとは評価されない可能性が高い。

## 2. 「流れに抗う責務」に対する含意

「時には流れに抗うことも医学に携わる者の責務」という倫理的自律の宣言は、国際的な文脈では、日本の医療界の構造的な弱点を克服しようと

する意欲として解釈される。

過去の非倫理的な事例（特に優生保護法や七三一部隊への加担）は、医師や学者が国家権力や当時の社会的な同調圧力（「流れ」）に屈した結果として発生した。この宣言は、その同調主義の歴史に対する倫理的な宣戦布告と捉えられる。しかし、この「責務」を国際的に信頼されるものとするためには、以下の構造的な裏付けが必要である。

★懲戒権の不在: 日本の医師団体は任意加入で、不正行為を行った医師に対して懲戒処分を課す自律的かつ強制力を持つ機構が存在しないことが、欧州などの強制加入・懲戒権を持つ医師会モデルとの比較において、構造的な弱点として指摘されている。国際的な視点から見ると、「流れに抗う責務」を個人に負わせるだけでなく、組織全体として医師の自律性と説明責任を担保するガバナンス改革が、このメッセージの実効性を決定づける。

★未来の課題への適用: このメッセージが目指す「将来にわたって非倫理的な状況が再び起こることのないよう」という目標は、AI 医療ガバナンスのような新しい倫理的課題への対応にも適用される。国際的な学術研究は、日本の AI 戦略が技術開発優先であり、WHO の倫理原則に基づくガバナンスへの言及が不十分であると批判しており、この「流れ（技術革新・経済優先主義）」への抵抗が、抽象的な言葉ではなく具体的な政策によって示されるかが試金石である。

## 結語

西山氏は講演をこう締め括られた。

『未来への提言』における「戦争と医の倫理」に関する言及は、①内容そのもの ②作成のプロセス ③拡散・浸透・普及において画期的である。このインパクトは、日本の医学犯罪の隠蔽とタブーの克服、日本の国と医学界の「不正」状態からの脱却をもたらさうであろう。

## 前川喜平講演会「現代版富国強兵政策と学問の自由・大学の自治」

10月25日東京町田市での講演会の映像が下記又は「UPLAN 前川喜平講演会」で検索すれば見られます。

<https://www.youtube.com/watch?v=vHRZWV2NWrU> 内容「安倍政権が目指したのは」「政軍産学複合体形成」「日本学術会議解体」「大学自治解体」「軍事研究への誘導」「学問の自由と大学の自治を取り戻す」

## 軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>  
軍学共同反対連絡会事務局 メール [pokopeace@gmail.com](mailto:pokopeace@gmail.com) 小寺